

議案第60号

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成19年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「14人」を「1人」に、「数に、警視にあつては1人、警部補（巡査部長を含む。）にあつては9人、巡査にあつては4人をそれぞれ」を「巡査の数に1人を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

本県地方警察職員の定数及び警察官の階級別の定数の特例を設けるため、所要の改正をしようとするものである。